



《会計・税務の知識》 個別対応方式と一括比例配分方式の有利・不利～消費税～

はじめに

消費税の納付税額の計算は売上と仕入を税率ごとに区分して、課税期間中の売上税額から仕入税額を控除して計算されます。この時控除できる仕入税額は条件により異なります。課税仕入等に係る消費税額の計算方法及び個別対応方式と一括比例配分方式の有利・不利についてご紹介します。

1. 課税仕入れ等に係る消費税額の計算方法

課税売上げに係る消費税額から控除する課税仕入れ等に係る消費税額の計算方法は、その課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95パーセント以上の場合、その課税期間中の課税売上高が5億円超または課税売上割合が95パーセント未満の場合で異なります。

【仕入税額控除の計算方式】

課税売上割合（※）が95%以上		課税売上割合（※）が95%未満
課税売上高が5億円超の事業者	課税売上高が5億円以下の事業者	
個別対応方式又は一括比例配分方式	全額控除可能	個別対応方式又は一括比例配分方式

$$(\text{※}) \text{ 課税売上割合} = \frac{\text{課税売上高} + \text{免税売上高}}{\text{課税売上高} + \text{非課税売上高} + \text{免税売上高}}$$

2. 個別対応方式と一括比例配分方式における計算方法及びメリット・デメリット

個別対応方式	項目	一括比例配分方式
個別対応方式では、仕入に係る消費税額を以下のように区分する必要があります。 ①課税売上のためのもの →飲食店の仕入など直接売上に対応するもの ②非課税売上のためのもの →土地売却時の仲介手数料、住居用不動産のエレベーター点検費用や修繕費 ③課税売上と非課税売上共通のためのもの →会社全体で発生する水道光熱費や交際費	消費税区分	一括比例配分方式では、支払った消費税を区分する必要はありません。
仕入税額控除=①+③×課税売上割合	計算方法	仕入税額控除=課税仕入に係る消費税額×課税売上割合
非課税売上割合が高く、②の額が大きいと一括比例配分方式と比べて税額控除が多くなります。	メリット	一括比例配分方式では、支払った消費税を区分する必要が無いので経理の手間が省けます。
課税仕入に係る消費税の区分が必要なため、経理の手間がかかります。	デメリット	2年間、適用が強制されます。 →一括比例配分方式を選択した場合、その翌事業年度も一括比例配分方式を適用しなくてはなりません。翌事業年度に非課税売上が多くなる場合や事業用不動産を購入し多額の課税仕入が見込まれる場合に不利に働く可能性があります。

(参照：[No. 6401 仕入控除税額の計算方法 | 国税庁 \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp))

おわりに

今回は、個別対応方式と一括比例配分方式のメリット・デメリットについて紹介しました。事業計画や経済情勢を踏まえ慎重に検討するのが良いでしょう。

(担当：木村)